

# 堺市教育大綱（案）

令和 8（2026）年 月

堺市

## 目次

1. 位置づけ	1
2. 計画期間	2
3. 基本理念	2
4. 重要方針	2
I 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く	3
II 自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する	4
III 児童生徒や教員の力を伸ばす	5
5. 大綱の推進	6

## 1. 位置づけ

### 【法的位置づけ】

堺市教育大綱（以下「大綱」という。）は教育基本法の理念や教育の目的を踏まえ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項に基づき、地方公共団体の長が策定する大綱として位置づけられ、堺市総合教育会議における協議・調整を経て策定するものです。

総合教育会議で調整された大綱は地方公共団体の長と教育委員会の双方に尊重義務があります。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 <抜粋>

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

#### 教育基本法 <抜粋>

（教育の目的）

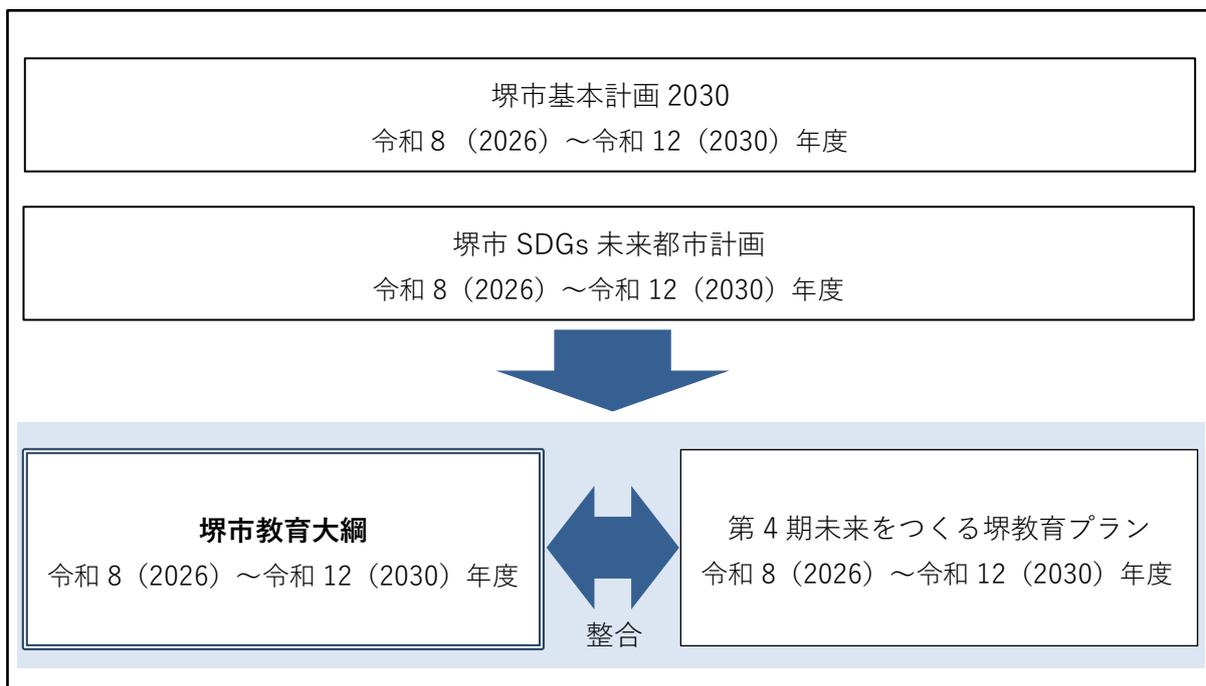
第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

## 【堺市における位置づけ】

大綱は「堺市基本計画 2030」や「堺市 SDGs 未来都市計画」を踏まえ、教育委員会が策定する「第 4 期未来をつくる堺教育プラン」と整合するものです。



## 2. 計画期間

令和 8 (2026) 年度から令和 12 (2030) 年度までの 5 年間を大綱の期間とします。

## 3. 基本理念

未来を切り拓き、個々の幸せを実現する堺の教育

## 4. 重要方針

基本理念のもと、3つの重要方針を定めます。

- I 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く
- II 自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する
- III 児童生徒や教員の力を伸ばす

## Ⅰ 堺の歴史文化を受け継ぎ、広い視野を身につけ、自ら未来を切り拓く

こどもが自ら未来を切り拓くため、私たちが暮らす堺の歴史や文化に触れて郷土や国を愛する心を育み、基礎学力やこれからの時代に必要な知識・教養、自ら考え表現する力を身につけることができるよう取組を推進します。

またその土台となる心と体の健やかな成長を支えます。

### ◆堺の歴史を知り、伝統や文化、イノベーション精神など堺の土台を継承してこどもの可能性を伸ばす

堺は古くから世界と交流し「ものの始まりなんでも堺」と謳われるほどイノベーション精神に溢れ様々な新しいものを生み出してきました。こどもが世界や様々な分野に視野を広げ可能性を伸ばすことができるよう、堺が有する貴重な歴史を学び、伝統や文化、イノベーション精神などの堺の土台を継承します。

### ◆こどもが基本的な学力を確実に習得し、英語や ICT などこれからの時代に必要な手段を使いこなす力を身につける

今後変化する時代や社会の中で求められるものは多岐にわたります。こどもが基礎学力を確実に習得した上で社会の一員として必要な知識・教養を身につけられるよう取り組みます。コミュニケーションツールとしての英語や情報社会に適応できる ICT 教育などグローバル化やデジタル化が進む未来において必要となる力を身につけられるよう、積極的に取組を推進します。

### ◆こどもが自ら考え、創造し、表現する力を身につける

こどもが可能性を最大限発揮するためには自ら考え、自らの将来を創造し、表現する力を身につけることが大事です。学習の基礎となる読解力と集中力、自分の意見や思いを的確に他者に伝える力（表現力）を身につけることができるよう取組を推進します。

### ◆健やかな成長を支え、創造的な活動をする心と体を育む

こどもが健やかに成長し創造的な活動を行うためには心も体も健康であることが大切です。感動する心や豊かな人間性を育み、地域との連携によるスポーツや文化の振興、体力・運動能力の向上に取り組みます。

## II 自分を大切にし、違いを認め合い、ともに成長する

子どもたちがともに成長するため、自尊心を高め自らを理解することで多様性を理解し、他者にも思いやりを持つことができる取組を推進します。

健やかな成長を支えるため、いじめや児童虐待から子どもを守り、置かれた状況に関わらず学びの機会を確保します。

### ◆多様性を受け入れ、自他ともに認め、大切にすることを養う

SNS の普及等により様々な情報が溢れ人と人との関係性が複雑化する社会において、子どもが自立し成長するためには、自尊感情を育成し多様性を認める心を養うことが重要です。生きることの目的・目標を持ち達成することの喜びを感じられる自尊心を高める取組や、自らの個性を見つめることで他者に対しても違いを許容し思いやりを持つことができる取組を推進します。

### ◆いじめや児童虐待への対応を強化する

子どもの健やかな成長を支えるためには心身に重大な影響を与えるいじめや児童虐待から守ることが不可欠です。校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として組織的に対応します。あわせて相談機能を充実・強化し、市長部局や教育委員会、地域、警察、弁護士などが強固な連携のもと、それぞれが持つ専門知識やネットワークなどを活用していじめや児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に積極的に取り組み、早期解決を図ります。

### ◆すべての子どもの置かれた状況に関わらず、学びの機会を確保する

障害の有無や不登校、家庭の経済環境など子どもの状況や取り巻く環境は様々です。すべての子どもが置かれた状況に関わらず着実に学ぶことができるよう、ICT などの様々な手段を活用しながら学びの機会を確保します。

### III 児童生徒や教員の力を伸ばす

こどもの学ぶ環境を整えるため、学習環境に偏りがないう、将来を見据えながら校区の見直しを含めた学校規模の適正化に着実に取り組みます。また教員が児童生徒に深く向き合えるよう多忙化を解消し、熱意を持って指導できる教員の育成に力を入れます。行政をはじめ多様な主体が協力し、こどもの学びや育ちを支えます。

#### ◆児童生徒にとって効果的な教育環境を構築する

学校間における学習環境の偏りが無い効果的な教育を行うことができる環境を整え、児童生徒数の変化による教育課題に的確に対応するため、将来の堺市の人口動態を踏まえた学校規模とクラス人数を考慮し、校区の見直しを含めた学校規模の適正化に着実に取り組みます。

児童生徒が安全・安心かつ良好な環境で学べるよう、学校施設の充実に取り組みます。

#### ◆多忙化を解消し、熱意と指導力を持つ教員を育成する

時代の変化により教職員に求められる役割は増加しています。ICT を最大限に活用した校務の効率化などによる教職員の働き方改革を推進することにより多忙化の解消を図り、児童生徒とより深く向き合い関わることのできる環境を確保します。

経験年数の少ない教員などが信頼され、熱意と指導力を持って児童生徒と向き合うことができるよう、育成に力を入れます。

#### ◆こどもの学びや育ちを支える

こどもが学校で過ごす時間だけでなく家庭教育や社会教育の場など様々な機会を通じて学び健やかに育つことができるよう、家庭や行政、地域、企業、大学などが協力し、こどもの学びを支える環境を充実します。

教育委員会だけでなく市長部局の各部局が専門とする分野を活かしたこどもに対する支援を行います。

こどもの意見を様々な取組に反映するため、年齢や発達に応じて意見を表明する機会を確保します。

## 5. 大綱の推進

大綱を推進する上での行動指針及び運用手法を定めます。

### I 課題に対し前向きに挑戦する

子どもたちにより良い教育を提供するため、厳しい目で現状を見つめ直し組織全体で危機感を共有した上で、教育に関わるすべての職員が強い意志と責任感を持って様々な課題に対し前向きに挑戦します。

### II エビデンスに基づく事業立案を強化する

事業をより効果的・効率的に進めるため、データ等のエビデンスに基づく事業立案を強化します。また事業実施後は速やかに効果を検証し、適宜見直しを行うことで更なる充実を図ります。

### III 総合教育会議で協議し、方向性を一にして推進する

毎年度の総合教育会議において重要方針に掲げる各項目について協議し、認識の共有を図りながら教育委員会と市長部局が方向性を一にして大綱を着実に推進します。教育委員会は総合教育会議で協議した内容が各学校で円滑に実施されるよう、責任を持って必要な支援や指導を行います。

## 堺市教育大綱

令和 8 (2026) 年 月

堺市 市長公室 政策企画部 政策推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

電話：072-228-7517 F A X：072-222-9694

メール：seisaku@city.sakai.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市配架資料番号 ○-○-○-○

